

対米請求権地域振興事業の交付申請に係る経費配分の区分及び基準に関する取扱要領

〔平成6年4月1日会長決裁〕

対米請求権地域振興事業の助成金交付申請に係る経費配分及び基準については、次のとおりとする。

1. 賃 金（助成事業の実施に伴う補助員の賃金）
2. 謝 金（専門家謝礼金、講師謝礼金、委員謝礼金等）
3. 旅 費（専門家旅費、講師旅費、委員旅費、研修派遣旅費、調査旅費等）
4. 備品購入費（助成事業を実施するのに必要な備品、機材等）
5. 印刷製本費（調査書、広報チラシ、パンフレット等）
6. 委 託 費（調査研究委託費、研究開発委託費、事業委託費等）
7. 原 材 料 費（助成事業を実施するのに必要な材料費等）
8. 補 助 金（間接補助により助成事業の目的を達成する必要がある場合の補助に要する経費）
9. その他の経費（上記区分のいずれにも該当しない経費で助成事業に必要な経費）

対米請求権地域振興事業採択基準

〔平成6年4月1日会長決裁〕

1. 原則として国、県の補助制度にない事業であること
2. 地域特性を活かし、市町村及び関係団体等が自主的、主体的に取り組む事業内容であること
3. 地域の発展、活性化に寄与する事業であること
4. 各年度の事業が有機的に関連し、より効果的な事業実施となるよう計画策定がなされていること